

国・地域名

米国

【更新】2017年2月

人口・経済発展状況等		<ul style="list-style-type: none"> 人口 3億2,313万人 (2016年7月1日付推計値 米国商務省センサス局) 実質GDP成長率 1.6% (2016年、2017年1月27日付暫定値 米国商務省) 1人あたりのGDP(名目) 5万7,294ドル (2016年、2016年10月推計値 国際通貨基金(IMF)) 在留邦人 41万9,610人 (外務省「海外在留邦人数調査統計」平成28年要約版) 日本食レストラン数 1万4,129店 (2010年ジェトロ調査)
[参考：日本] ●人口：1億2,699万5,000人（2016年7月確定値、内閣府） ●実質GDP成長率：1.2%（2015年、内閣府） ●1人あたりGDP（名目）：3万7,304ドル（2016年、IMF）		
日本からの農林水産物輸出状況 (2015年/財務省貿易統計(確報値)よりジェトロ算出)		2位 1,071億円 うち農産物657億円(61.3%)、林産物21億円(2.0%)、水産物393億円(36.7%) 輸出額の多い品目：ホタテ貝、ぶり、アルコール飲料(日本酒、ウイスキー等)、調味料(ソース混合調味料、醤油等)、菓子類
味覚、嗜好上の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 東西海岸を中心に、日本食(特に寿司)は浸透。最近ではラーメン等カジュアルフード店、専門店も人気。 一般的に健康志向が高まっており、天然成分(All Natural)、グルテンフリー(Gluten Free)、非遺伝子組み換え(Non-GMO)等は最近のキーワード。
制度的制約	検疫・安全規制等	畜肉エキス入り商品、肉類、生鮮果実等は当局(FDA及びUSDA)の規制等対象品目。 着色料の使用規制があり、クチナシ、紅花(ベにばな)、紅麴(ベにこうじ)は使用が認められていない。また、2011年1月、米国食品安全強化法(FSMA)が成立し、2015年9月以降同法の規則最終化が開始した。最短で2016年9月から一部規則が適用開始されたが、FSMAすべての完全適用は小規模農家を含めると2020年頃まで要する見込みであり、今後の規制動向に注意が必要。 カリフォルニア州法prop65のリストで使用制限されている化学物質(約900)に関して、2016年5月、BPAの使用規制に関する緊急法案が発令。食品関連業者は、OEHHAの規制指示に沿って、ラベル表示貼付等の対応措置を求められている。
	原産関連規制	地域と個別の品目により、輸入停止等の措置を決定。(2015年発表の同措置3件並びに2016年発表の同措置9件を反映) ① 輸入停止 青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡(14県)：県毎に国内で出荷制限対象である品目 ※対象から除外される県別品目：岩手県(ウグイ・大豆)、宮城県(米、大豆)、福島県(小豆、大豆、コメ・マダラ・メイカレ・ムシカガ・ヒカソウ・ヒラメ・マアジ・サバ・ウナギ・カサゴ・ホシガレイ、マゴチ・マカ・アサヒ・アサヒ・イシイ・イシイ・モカサ・マカレ・バルバガレ)、茨城県(スギ、ギョウナ(養殖除く)・ウナ)、千葉県(ウナ)。詳細は以下URL参照。 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/usa_shoumei.html ② 米国の食品安全基準に違反していないことの証明により輸入が許可され得る 岩手、宮城、福島、茨城、栃木(5県)の牛乳・乳製品(輸入停止品目を除く) ③ 米国にてサンプル検査(前項②の証明対応は不要) ・岩手、宮城、福島、茨城、栃木(5県)の上記①の輸入停止および上記②の品目以外の食品(県産品例、米：茨城・栃木、大豆：茨城・栃木、茶：福島・栃木)並びに飼料 ・上記5県以外の全ての食品、飼料(輸入停止品目を除く)
商流・物流・商習慣		主に東西海岸では、日系の商社による流通網が整備されており、特に日系マーケット(日本食レストランや日系小売店)への物流上の大きな障壁はない。一方で、その他マーケットと取引する際は、別途流通ルートの開発が必要な場合が多い。
その他マーケット情報		<ul style="list-style-type: none"> 日本食の代名詞にもなっているSushi、Teriyaki、Tempuraのみならず、日本産とは限らないがSake、Tofu、Miso等が広く深く浸透。最近では、Yuzu、Wasabi等も広く認知されている。 これまでは、米国に有機農産物等を輸出する場合には、米国の有機制度による認証を受ける必要があったが、2014年1月以降、日本の有機JAS制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して、米国へ輸出できるようになった。

<p>その他マーケット情報（続き）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国での焼酎の取り扱い カリフォルニア州では穀物を原料とする蒸留酒でもアルコール分が24度以下の韓国産焼酎はSOJU（ソジュ）と表記すればソフトリカーライセンスで販売可という特例措置を受けており、日本産も同様の扱い。他方ニューヨーク州でも韓国産焼酎はその特例対象であるが、日本産焼酎はハードリカー扱いとなっている。ハードリカーは免許取得コスト、税がソフトリカーに比べて高い。
<p>戦略品目 （特記事項）</p>	<p>水産物</p>	<p>加工施設には、HACCP導入が必須。</p>
	<p>加工食品</p>	<p>菓子類、調味料、緑茶等について、日本産は価格が高くなりがちであり、他国産、米国産の同様商品との競争に耐えうる特徴が必要。</p>
	<p>牛肉</p>	<p>USDAが認定する日本国内施設にて加工された骨なし生肉のみ。</p>
	<p>米・米加工品</p>	<p>グルテンフリーを対象とする加工食品（麺類、ベーキングパウダー等）を中心に小麦粉の代替品として米粉の需要が高い。</p>
	<p>青果物</p>	<p>米国は野菜や果物の巨大な産地であり、日本でしか生産できない、または日本産の品質に価値がある等の競争力がないと一般的に難しい。</p>
	<p>花き</p>	<p>全米における主要花卉で、販売金額が多く、依然として大きく伸び続けているのはBedding plants（花壇苗）である。米国は鉢物に対しては厳しい輸入規制があり、輸入花きのほとんどが切花である（バラ、カーネーション、キクが人気）。</p>
	<p>茶</p>	<p>直近5年間における対米食品輸出で常に5位の主要品目であり、2015年の対米緑茶輸出は金額が3,605万ドル（11年比27.9%増）、数量が1,689トン（同50.7%増）と大幅に拡大した。</p>